法第13条及び省令第4条に基づく書面

（建築物に係る解体工事の場合）

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工  程  ご  と  の  作  業  内  容  及  び  解  体  方  法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①建築設備・内装材等 | 建築設備・内装材等の取り外し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由( 　 ) |
| ②屋根ふき材 | 屋根ふき材の取り外し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用  併用の場合の理由( 　 ) |
| ③外装材・上部構造部分 | 外装材・上部構造部分の取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤その他( ) | その他の取り壊し  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

※届出書の写しを添付することでもよい

２．解体工事に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円(税込)

　 （受注者の見積金額）

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地 　　　　　 別紙のとおり

（特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 　　　　　　　　　　　円(税込)

(受注者の見積金額）

別　紙

（書ききれない場合は別紙に記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物  の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※受注者が選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

法第13条及び省令第4条に基づく書面

（建築物に係る新築工事等の場合）

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工  程  ご  と  の  作  業  内  容  及  び  解  体  方  法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①造成等 | 造成等の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②基礎・基礎ぐい | 基礎・基礎ぐいの工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③上部構造部分・外装 | 上部構造部分・外装の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④屋根 | 屋根の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤建築設備・内装等 | 建築設備・内装等の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他( ) | その他の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
|  |  |  |

２．解体工事に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　なし

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地 　　　　　 別紙のとおり

（特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 　　　　　　　　　　円(税込)

(受注者の見積金額）

法第13条及び省令第4条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

１．分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工  程  ご  と  の  作  業  内  容  及  び  解  体  方  法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①仮設 | 仮設工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  （　　　　　　　　） | その他の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
|  |  |  |

２．解体工事に要する費用　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円(税込)

　 （受注者の見積金額）

（注）解体工事の場合のみ記載する。

３．再資源化等をするための施設の名称及び所在地 　　　　　 別紙のとおり

（特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）

４．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 　　　　　　　　　　　円(税込)

(受注者の見積金額）